兵庫県公報

平成27年２月27日　金曜日　　第 2674 号

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　　　次

告　　示　　　　　　　　　　　　　　　　ﾍﾟｰｼﾞ
○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（工業振興課）……… 1
○ 地方卸売市場の開設許可（消費流通課）……… 2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）……… 2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）……… 3
○ 国土調査の成果の認証（同）……… 3
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）……… 4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）……… 4
○ 同　　上（同）……… 4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）……… 5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）……… 5
○ 同　　上（同）……… 5
○ 同　　上（同）……… 6
○ 同　　上（同）……… 6
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）……… 7
○ 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）……… 7
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）……… 7
○ 河川法第75条第１項の規定に基づく河川管理者の監督処分（但馬県民局）……… 8

公　　告
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告（税務課）……… 8
○ 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）……… 9
○ 都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告（同）……… 11
○ 同　　上（同）……… 11
○ 同　　上（同）……… 11

公安委員会告示
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業許可の取消し ……… 12

告　　　　示

兵庫県告示第125号

計量法（平成４年法律第51号）第19条第１項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成５年通商産業省令第70号）第39条第１項第１号から第４号までに該当する質量計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
洲本市、芦屋市、豊岡市、西脇市（黒田庄町の区域を除く。）、三木市（吉川町の区域に限る。）、高砂市、加西市、篠山市、養父市、南あわじ市、淡路市、川辺郡、美方郡	平成28年３月10日（木）から同月31日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の期間で別に通知する期日	その質量計の所在の場所

兵庫県告示第126号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定により、次のとおり地方卸売市場の開設を許可した。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	開設者の名称	取扱品目	許可の効力が生じる日
姫路市青果地方卸売市場	姫路市延末295番地	姫路市長 石　見　利　勝	青果部	平成27年４月１日

兵庫県告示第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

五斗長土地改良区

退任役員

役員の区分	氏　名	住　所
理　事	植　野　喬　雄	淡路市黒谷994番地
同	脇　本　清　市	同　市黒谷1317番地
同	片　山　重　文	同　市黒谷988番地
同	島　田　　昇	同　市黒谷926番地３
同	廣　田　利　幸	同　市黒谷1198番地
同	山　本　晴　祥	同　市黒谷1236番地３
同	高　田　　操	同　市黒谷1543番地２
同	今　田　清　士	同　市黒谷1562番地１
同	池　本　正　義	同　市黒谷732番地
同	脇　本　健　吾	同　市黒谷1314番地
同	西　田　浩　二	同　市黒谷1237番地１
同	片　山　　悟	同　市黒谷1482番地
同	高　田　一　民	同　市郡家400番地５
監　事	片　田　　晃	同　市黒谷1089番地
同	中　田　喜代子	同　市黒谷1329番地
同	池　田　　稔	同　市黒谷837番地

就任役員

役員の区分	氏　名	住　所
理　事	植　野　喬　雄	淡路市黒谷994番地
同	山　本　晴　祥	同　市黒谷1236番地３
同	片　山　　悟	同　市黒谷1482番地
同	脇　本　清　市	同　市黒谷1317番地
同	片　山　重　文	同　市黒谷988番地
同	島　田　　昇	同　市黒谷926番地３
同	廣　田　利　幸	同　市黒谷1198番地
同	高　田　　操	同　市黒谷1543番地２
同	池　本　正　義	同　市黒谷732番地
同	今　田　清　士	同　市黒谷1562番地１
同	脇　本　健　吾	同　市黒谷1314番地

同	西　田　浩　二	同	市黒谷1237番地１
同	高　田　一　民	同	市郡家400番地５
監　事	片　田　　　晃	同	市黒谷1089番地
同	中　田　喜代子	同	市黒谷1329番地
同	池　田　　　稔	同	市黒谷837番地

兵庫県告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

土地改良区の名称	認可年月日
五斗長土地改良区	平成27年２月３日

兵庫県告示第129号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１⑴　調査を行った者の名称
相生市
⑵　調査を行った期間
平成24年５月から平成26年11月まで
⑶　成果の名称
相生市若狭野町下土井の一部の地籍図及び地籍簿
⑷　調査を行った地域
相生市若狭野町下土井の一部
⑸　認証年月日
平成27年２月16日

２⑴　調査を行った者の名称
たつの市
⑵　調査を行った期間
平成24年６月から平成26年２月まで
⑶　成果の名称
たつの市[大字御津町苅屋の一部（７）]の地籍図及び地籍簿
⑷　調査を行った地域
たつの市御津町苅屋の一部
⑸　認証年月日
平成27年２月16日

３⑴　調査を行った者の名称
多可郡多可町
⑵　調査を行った期間
平成24年６月から平成26年３月まで
⑶　成果の名称
多可町（中区牧野の一部）の地籍図及び地籍簿
⑷　調査を行った地域
多可郡多可町中区牧野の一部
⑸　認証年月日
平成27年２月16日

４⑴　調査を行った者の名称
　　加古郡播磨町
　⑵　調査を行った期間
　　平成24年６月から平成26年３月まで
　⑶　成果の名称
　　播磨町（新島地区－３）の地籍図及び地籍簿
　⑷　調査を行った地域
　　加古郡播磨町新島の一部
　⑸　認証年月日
　　平成27年２月16日

兵庫県告示第130号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　処分をした年月日

２　被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
　商　号　又　は　名　称
　主たる営業所の所在地
　代　表　者　の　氏　名
　許　　可　　番　　号
３　処分の内容

４　処分の原因となった事実

兵庫県告示第131号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　作業種類
　公共測量（１級基準点測量）
２　作業期間
　平成27年２月16日から同年３月31日まで
３　作業地域
　尼崎市食満１丁目

兵庫県告示第132号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、西宮市から次のと

おり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１⑴　作業種類

公共測量（４級基準点測量（新設70点））

⑵　作業期間

平成27年２月13日から同年３月20日まで

⑶　作業地域

西宮市仁川町１丁目、段上町５丁目及び６丁目

２⑴　作業種類

ア　公共測量（４級基準点測量（新設93点））

イ　公共測量（４級基準点測量（新設15点））

⑵　作業期間

平成27年２月18日から同年３月20日まで

⑶　作業地域

ア　西宮市段上町２丁目及び３丁目

イ　西宮市上太市３丁目

兵庫県告示第133号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、明石市住吉３丁目土地区画整理組合設立準備会から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　作業種類

公共測量（基準点測量）

２　作業期間

平成26年６月25日から同年９月30日まで

３　作業地域

明石市魚住町住吉３丁目

兵庫県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年２月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年２月27日から２週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 東富松御願塚線	尼崎市富松町４丁目354番１から 同　市富松町４丁目354番５まで	旧	3.0から 3.0まで	28.0	
		新	3.0から 4.0まで	28.0	

兵庫県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年２月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年２月27日から２週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 西脇篠山線	西脇市上比延町字東脇1101番１から 同　市上比延町字池町下1387番２まで	旧	6.0から 20.0まで	105.0	
		新	10.0から 21.0まで	105.0	
県道 黒田庄多井田線	西脇市黒田庄町前坂字山端950番１から 同　市黒田庄町前坂字松ノ下1204番２まで	旧	8.0から 13.0まで	753.0	
	西脇市黒田庄町前坂字山端950番１から 同　市黒田庄町前坂字松ノ下1204番１まで	新	11.0から 22.0まで	753.0	

兵庫県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年２月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年２月27日から２週間、中播磨県民センター姫路土木事務所及び西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
国道 ２５０号	姫路市網干区浜田字西用坪238番11から たつの市御津町苅屋字歩溜ノ下1350番２まで	旧	12.0から 22.0まで	165.0	
		新	13.0から 26.0まで	165.0	

兵庫県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年２月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年２月27日から２週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

県道 長　谷　市　川　線	神崎郡神河町長谷字ヒラキ1560番１から 同　郡同　町長谷字ヒラキ1560番２まで	旧	17.0から 29.0まで	160.0	
		新	17.0から 42.0まで	160.0	

兵庫県告示第138号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

指定区域

区　域　名	市　郡　名	区　町　名	町大字名	小　字　名	地　　　　番
猿　　　倉	神　戸　市	垂　水　区	名　谷　町	猿　　　倉	268番１の一部、301番222の一部、301番225の一部、301番301の一部、301番307の一部、301番308の一部、301番719の一部、301番720の一部

兵庫県告示第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　施行者の名称

西脇市

２　都市計画事業の種類及び名称

東播都市計画下水道事業西脇市公共下水道

３　事業施行期間

変更なし

４　事業地

⑴　収用の部分

変更なし

⑵　使用の部分

変更なし

兵庫県告示第140号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第１項第３号の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民センター長から報告があった。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　被処分者

商号又は名称　　株式会社ａｉ　ＴＲＡＤＩＮＧ

代表者氏名　　山　本　篤　史

事務所所在地　神戸市中央区加納町四丁目８番17号
免　許　番　号　兵庫県知事(1)第11478号
免 許 年 月 日　平成23年８月17日
２　処分の内容
免許の取消し

兵庫県告示第141号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第１項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年２月27日

河川管理者
但馬県民局長　岩　根　　正

１　行うべき措置の内容
一級河川気比川の河川区域内に放置する別表１から３に掲げる船舶及び係留施設等の除却
２　河川管理者の監督処分
１に掲げる措置を命ずべき者が、平成27年３月12日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表１　小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第６条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和８年法律第11号）第９条第１項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明している船舶

整理番号	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船舶の種類
1	260-･9159（係留施設有）	モーターボート
2	260-17669（係留施設有）	モーターボート

別表２　小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第６条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和８年法律第11号）第９条第１項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明していない船舶

整理番号	所在場所	船名	種類	長さ（m）	幅（m）	内色	外色	係留施設
1	豊岡市気比字絹巻3880番２地先（護岸上）	えびす丸	ボート	4.90	1.00	白	白	無
2	豊岡市気比字崩シ239番５地先（護岸上）	無	ボート	4.20	1.70	黄	黄	無

別表３　係留施設等

整理番号	所在場所	構造等
1	豊岡市気比字絹巻3880番２地先（護岸上）	ヒューム管２個、鉄管枠１基、材木
2	豊岡市気比字絹巻3880番２地先（護岸上）	ヒューム管２個、鉄管枠１基、材木

公　　告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証及び免税証は、紛失の日から無効とする。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
農業	B289236	平成27年３月31日	明石市	東播磨県民局	平成27年１月10日

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付県民局	紛失年月日
200リットル券	農業	H05　4870632 ～ H05　4870633	平成27年３月31日	２	明石市魚住町清水454―４ 平崎石油株式会社	東播磨県民局	平成27年１月10日

二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成27年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の６第１項の規定に基づき指定した公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　試験実施の期日及び日時

⑴　二級建築士

学 科 の 試 験　平成27年７月５日（日）
10:00～13:00（３時間）学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）
14:10～17:10（３時間）学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工）

設計製図の試験　平成27年９月13日（日）
11:00～16:00（５時間）

⑵　木造建築士

学 科 の 試 験　平成27年７月26日（日）
10:00～13:00（３時間）学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）
14:10～17:10（３時間）学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工）

設計製図の試験　平成27年10月11日（日）
11:00～16:00（５時間）

２　試験実施の場所

⑴　二級建築士

学 科 の 試 験　神戸市西区学園東町９―１　神戸市外国語大学

設計製図の試験　同　　上

⑵　木造建築士

学 科 の 試 験　神戸市西区学園東町９―１　神戸市外国語大学

設計製図の試験　同　　上

３　受験申込手続

⑴　受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者（過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがある者のうち、二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。）は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みについては、(2)又は(3)による受験申込みができなかった者も行うことができる。

ア　受験申込受付期間及び受付時間

平成27年４月９日（木）から同月13日（月）まで（土曜日及び日曜日を含む。）
午前10時から午後５時まで
イ　受験申込受付場所
エクセル山手４階　神戸市中央区下山手通４―６―11
ウ　受験申込方法
受験申込書を上記イの受付場所に申込者本人が直接提出すること。
⑵　郵送による受験申込み
次のいずれかに該当する者に限り行うことができる。
ア　過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者
イ　離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者
㈠　受験申込受付期間
平成27年３月16日（月）から同月30日（月）まで
㈡　受験申込方法及び郵送
次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送すること。
〒102-0094　東京都千代田区紀尾井町３―６紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター　本部
⑶　インターネットによる受験申込み
平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
ア　受験申込受付期間及び受付時間
平成27年３月23日（月）から同月30日（月）まで
受付開始日の午前10時から受付終了日の午後４時まで
イ　受験申込方法
センターのホームページ(http://www.jaeic.or.jp/)において、必要な事項を入力し申し込むこと。
4　「学科の試験」の免除の申請
平成25年又は平成26年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、平成25年若しくは平成26年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書又は平成25年若しくは平成26年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成27年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。
5　受験票の交付等
受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）については、原則として、平成27年６月12日（金）頃、受験有資格者に発送する。
6　合格者の発表及び合否の通知
⑴　合格者の発表
ア　二級建築士試験
平成27年12月３日（木）（予定）
なお、学科の試験については、平成27年８月25日（火）（予定）
イ　木造建築士試験
平成27年12月３日（木）（予定）
なお、学科の試験については、平成27年９月８日（火）（予定）
⑵　合否の通知
合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
7　合否判定基準の公表
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準をセンター近畿支部等に提示する。
8　その他
⑴　「設計製図の試験」の課題は、平成27年６月10日（水）頃から兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課、公益社団法人兵庫県建築士会等において掲示するとともに、上記２の「学科の試験」の試験場においても掲示する。

⑵　受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

9　受験についての問合せ先

センター近畿支部　電話（06）6942－2214

公益社団法人兵庫県建築士会　電話（078）327－0885

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称（第１工区）

三木市福井字宮の前2374番の１、2375番から2377番まで、2378番１から2378番５まで、2379番から2381番まで、2381番２、2382番から2384番まで、2386番の２、2387番の２、2388番の１、2388番の２、2389番１の一部、2389番２の一部、2390番１の一部、2391番１から2391番３まで、2392番から2406番まで

同　市福井字三木山2500番の一部

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

三木市福井2393番地

株式会社ミヤナガ　代表取締役社長　宮　永　　淳

3　許可年月日及び許可番号

平成26年11月14日

兵庫県指令北播（加土）（建）第１－10－３号（20三木）

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町片山字宮田74番、74番１

同　　市龍野町片山字高尾250番、258番から260番、262番の一部、265番の一部

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市中地南町82番地の１

オーエイハウジング有限会社　代表取締役　横　山　英　人

3　許可年月日及び許可番号

平成26年12月25日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第１－16－２号（26たつの）

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年２月27日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南あわじ市市善光寺字野田１番、１番２、１番３、２番１、２番３、２番４、３番１、３番５、３番７、４番１から４番３まで、22番１、22番22、24番４、24番７

同　　　市市小井字桶河１番２、11番２、14番１、14番２、19番、19番２、21番、21番２、23番、23番２

同　　　市市小井字市道２番、２番２、２番３、７番、７番２、９番、９番２、18番１から18番３まで

同　　　市市小井字桶河市道15番、15番２
同　　　市市小井字川東445番９、445番33
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
南あわじ市市善光寺18番地27
南あわじ市長　中　田　勝　久
３　許可年月日及び許可番号
平成27年２月10日
兵庫県指令淡路（洲土）（建）第１－２－４号（25南あわじ）

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第66号

行政手続法（平成５年法律第88号）第23条第１項の規定により聴聞を終結し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第８条第４号の規定に基づき、次のとおり風俗営業の許可の取消処分を決定したので公示する。

なお、行政処分通知書については、被処分者の請求があればいつでも交付する。

平成27年２月27日

兵庫県公安委員会
委員長　塚　本　哲　夫

１　被処分者

氏名	営業所の所在地	営業所の名称	処分事項
木下　龍一	川西市中央町３番３号川西中央ビル２階	まあじゃんくらぶ　リー坊	風俗営業の許可（平成23年７月19日川第平23－１号許可）の取消し

２　事務を所掌する組織の名称及び所在地
兵庫県警察本部生活安全部生活環境課　神戸市中央区下山手通５丁目６番21号
３　その他

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に生活安全部生活環境課を経由して、兵庫県公安委員会に対し異議申立てをするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

また、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる。

26企　P1-001　A4